



発行所
大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7-25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

災害と現場力

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田健司



明けましておめでとうございます。

新年早々災害の話を、縁起でもないといわれそうですが、関西は一般に自然災害の少ないところだといわれております。それでも、昨年は「大阪府北部地震」に台風21号と立て続けに災害に見舞われました。

当然災害が発生しても人が生活している限り廃棄物は出てきます。それどころか災害にもなっているガレキや破損したもので出てくることになり、そのあとの廃棄物処理は大変なことになります。

我々の業界の主な仕事はし尿処理や浄化槽、排水槽の清掃管理ですが、災害が発生したりすると設備の破損や排水槽のあふれとかで、少なからず影響を受けました。

このところ大きな災害に行き当たらなかっただけに、こんなことにも気を付けないといけないのだ、と思ったものでした。

さて、組合員から状況をお聞きしたところ、上がってきたのはこのような声でした。

・自治体の危機管理部門は、台風後の被害状況はおろか市内の交通事情すら把握していない。実際には交通遮断されていることが多く、やむなく現場の作業員が土地勘を頼りに迂回するなどして対応した。

・現場の状況を分からないまま、廃棄物処理というところで業者に作業要請をしてくる。委託業者にしわ寄せして、寄りかかるだけで状況把握すらできていない。

・風で吹き飛ばされた設備を無償で回収するように要求された。

・緊急対応ががかりな体制による作業となるにもかかわらず、いずれも無償での作業を要求された。

さらに今後の要望として

次のようなことを訴えられました。

・自治体から委託事業を受けているという事で、過大な対応を無償で要求される。

委託契約の中に、緊急時の対応等について話し合うとの一項はあるが、実際には機能せず市からの一方的な要求が横行している。しかも、競争入札によって過酷な価格競争を強いられている。これはパワハラ（地位の濫用）ではないか。

・災害時には、自治体は責任をもって状況を把握し適切な作業指示を行ってほしい。

・また、適切な指示を委託業者に与えることで効率的に業務遂行できるように努めるべきである。

・緊急対応について、業者に泣きつくだけで、無償のボランティア作業を求めているが、業者の経済的な負担に押し応分の補償を行ってほしい。

・委託・許可業者は、緊急時

には地元拠点がないと対応できない。自治体はこのことを念頭に置いたうえで発注してほしい。

災害が起こるたびに、日本人の復興力が話題になるようですが、この理由に半分皮肉に聞こえるかもしれません。私は、「日本は現場が優秀すぎる」のだと思っています。もう何十年も前のことですが、子供向け番組でこんなセリフがあり、思わず大笑いしてしまったものです。

「こんな大統領で、よくやって行けるね」
「ナニ。国民がしっかりしてるからね」

言ってみれば、上が、しっかりした判断と統率を出来る。だから、現場に負担がかかる。それでも、現場の人たちは自分たちの努力いわゆる「カイゼン」すること、何としてでも現場はしのいでしま。上は結果だけを見て、「やれば出来る」と思ってその先というか、どうやって解決したのかなんか考えない。結果として、負担に対する軽減とか根本対策を考えてない。で、つまかさなると結局、上はパワハラに走るしか能がなくなってしまう。

これがこの国のあらゆるところで行われているように見えて仕方ありません。

学校のような限られた枠の中であれば、体育会系は成り立つでしょうが、広い世間で常に通用するとは思えません。ましていわんや、災害時や社会のシステム、存続ともなればなおさらでしょう。

いざというとき、指示がまいたために、現場が判断に苦しむようなことを任せたり、手立てもなしに、「ともかくやれ」といった精神主義は学校の運動会くらいで止めたものです。

建設ですと積算表というものがあり、おおよそであつてもこれを下回れば「やばい工事」になりかねないという基準がありますが、廃棄物処理については聴いたことがありません。

何かあると、泣きつかれることの多い業界ですが、いたずらに発注者としての地位に甘えることなく、その手足である業界が透明性を保ち、将来に向けて安定して事業を継続していけるだけの受託料・処理費の確保を強くお願いいたします。

そのために平時からの業界育成を考えていただきたいと思っています。このことは危機管理を担当する方々だけでなく、行政の方たちをはじめ様々な分野で指導的な、また権限を持っておられる方たちに認識をお願いしたいと思っています。

最後に、何十年も昔に深く感銘を受けた言葉を掲げさせていただきます。

「神明（しんめい）は、ただ平素の鍛錬に力（つと）め、戦わずして既に勝てる者に勝利の栄冠を授くる」

最後になりましたが、これから一年で最も寒い季節ともなります。皆さまには一層のご健勝をお祈り申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

あけましておめでとうございます (平成31年)

顧問	監事	監事	理事	理事	副理事長 総務委員長	理事	理事	理事	副理事長 広報委員長	理事	理事	理事	理事	副理事長	理事長
藤野静男	柿花江美	瓦谷昇次	菅直人	金澤一也	片山敏	蓬萊谷勝玄	辻貴之	永田伊智朗	野中久泰	松藤公成	齋藤純代	森広治	三ツ川浩一	桤木隆弘	米田健司

大阪府清掃事業連合会研修会開催される

国は事業の継続と災害対策を重視

今回の研修の講演1では、「一般廃棄物の適正処理の推進と今後の災害廃棄物対策について」と題する環境省近畿事務所課長 山根正慎氏の講演ではまず、六・一九通知と十・八通知について解説があった。



十月十一日（木） 大阪国際交流センターにおいて、環境省、大阪府の後援のもとに当組合との共催で研修会を開催した。大前清連会長からは「生活環境の保全と公衆衛生の向上を担保すべく、常に行政と連携を図りたい」との挨拶があり、続いて米田当組合理事長からは、「一般廃棄物処理は社会インフラであり、永続するための経済基盤が必要である」との挨拶があった。さらに三井全清連会長の挨拶の後、来賓の国会議員の方々から廃棄物対策に関する熱意あふれる祝辞を頂いた。



あらましは次の通り。

六・一九通知は、市町村の一般廃棄物行政においては、環境保全を前提とし、国民の安心・安全確保と循環型社会の形成のための施策を推進することを目的に通知したものである。十・八通知は、平成二十六年一月二十八日最高裁判決をふまえて市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重いことをあらためて部長通知したものである。



なお、最高裁判決は、平成十九年十一月三十日東京地裁判決（契約において一般競争入札によらなくともよいとの趣旨）をも踏まえている。そのうえで、市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重いことと、一般廃棄物処理は、地域環境の保全、衛生確保の根幹をなすため確実性が重要で、処理計画に基づいた適正な処理が必要であること、また



ことで通知が出された。今後とも産業廃棄物の排出事業者は排出責任に基づいた必要な措置の適正な実施に取り組む必要があることから、廃棄物処理法の下で講ずべき事柄を整理した。

(4) 規制権限の及ばない第三者によるあっせん等について 一般廃棄物の排出者責任が不明確になる恐れがある。一般廃棄物の委託行為に該当すると認められる場合がある。また、実際の一般廃棄物の処理が市町村の一般廃棄物処理計画に適合しなくなる可能性がある。

(5) 建築物の解体時における残置物の取り扱いについて 平成三十年六月二十二日付け廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知「建築物の解体時における残置物の取り扱いについて」について説明があった。

・処理責任は解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請け業者にあること。一方、当該建築物の所有者等が残した廃棄物（残置物）については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

・残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託には産業廃棄物の許可だけでなく一般廃棄物処理業の委託・許可を受けなければならない。これは、リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合も同様である。

さらに、「今後の災害廃棄物対策について」として、平

成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨に対し全国清掃事業連合会のほか各地の民間事業者などから多大の支援活動をお願いしたことに感謝の言葉があった。そのうえで「自治体における災害廃棄物対策」として、災害時において市町村、一般廃棄物処理業者が事業を継続するための方法手段等について事業継続計画を検討し、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取り組みが必要であると述べた。



講演2では「一般廃棄物処理の継続性の確保について」と題し、一般社団法人全国清掃事業連合会専務理事 山田久氏による講演があった。



組合から二理事 大阪府知事表彰を受章

十一月七日（水）大阪府北区のエル大阪で大阪府環境衛生功労者知事表彰がとり行われ、当組から野中副理事長、辻理事が大阪府環境衛生功労者表彰を受賞されました。おめでとうございます。

（写真は代表として副知事から賞状を受け取る野中副理事長）

積極的に打ち出している。刑事事件はあくまで過去のことに対する処分であるが、行政処分は将来起こることへの予防的措置であるとして積極的にこれを行うよう求めている。



に注意が必要だ。

以上、今回の研修は、災害対策と事業継続ということで関心も高く、地域廃棄物適正処理議員連盟の他、議会関係や行政関係も多数詰めかけ参加者は年々増加し二百三十一名を数えた。

（写真は多数の来賓、主催者の大前会長・米田理事長・三井全清連会長、挨拶に立つ米田理事長、環境省の山根氏、山田全清連専務、熱心に聞き入る聴衆）

法令順守にかかる研修会開催



当然その基準は異なり、クレームをつける人はその要求水準が高くなります。

今の時代、そのような法律以上のことにでも対応していかなければならぬようになりましたが、その理由として、何か起こった時「わが社はこのようなマトモですよ（当たり前前のことをきっちりとしています）」と返答できるだけの根拠を整えておかないと、法的に見てどうか、という以外の部分で非難されることになるからです。

引いては、予定外の対応を迫られたりすることになります。ちなみに個人情報流出を起ししてお詫びとして商品券を送った例ですが、最終的に相応な費用が掛かったとみられます。

事業を進めるにあたり法令順守を求められるが、時に、業務内容により市民とトラブルが発生することがある。過度とも思われる対応を要求される事例も発生していることから、六月二〇日に「法令順守、特に市民との関係性を意識して」と題し、市民との接

触の仕方、法令順守の最低限度、またあわせてここまで守っておけば、という限界について法務顧問による研修を行った。当日は組合役員から様々な事例も紹介された。なお、当日の内容は、組合HP上から配布済み。

【あらまし】市民から見て、社会的な正当性とは、厳密な法令順守とは異なり社会通念（モラル、常識）というあいまいなものに沿った行動をとっているかが問われることとなります。しかも、「世間」の要求水準は法律の上であり、法的にクリアしていても、世間はそれ以上の対応を要求してきます。

【事例から見たポイント】・失敗があった時、落ち度は仕方がありませんが、その失敗を隠すことで問題が大きくなります。・事故などでは、被害者からいくら求められてもその場で

の示談はしない。・事故があった場合でも、見舞いと賠償は別である。見舞いについても相手の意向を考慮し、間に保険会社に入ってもらうようにする。・トップ（代表者）が出てしまつとそれが最終決定になり、引込みがつかなくなる。・苦情があった後に、適切な対応が執られたかが問われるので、自己側の対応などで何をしたか、またしているか、の証拠を常に残すことが大切です。また、弁護士と相談したということも実績になります。（写真は講師の木村・酒井両弁護士）

組合法律顧問から木村法律顧問の新事務所は次のとおりとなりました。組合員については最初の一時間だけでなく、以降も無料で相談に応じていただける。

高麗橋4-6-14
SI横堀ビル1階
木村総合法律事務所
電話 06-4963-3813

【資料】「十・八部長通知」

ゴシック体部分が本文となります。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
一般廃棄物処理計画を踏ま

えた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知）

て、平成二十六年一月二十八日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有するとの判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不正処理事業が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に運用の徹底のため周知徹底及び指導方お願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運

搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処

理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成二十六年一月二十八日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるとということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで六・一九通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏ま

年頭所感 「災害時にトイレの安心」

大阪府健康医療部環境衛生課長 木村 直 昭



新年あけましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに2019年の新年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より大阪府の環境衛生行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は2025年万博が大阪で開催されることが決定しました。誘致にあたっては、皆様から大きな支援をいただき、重ねて心より御礼申し上げます。

一方で、6月の大阪北部地震や9月の台風21号等、過去に類を見ない頻度で災害が発生しました。本府では、これらの災害での教訓を生かし、「大阪府地域防災計画」を見直す予定としております。

また被災者の健康管理、衛生管理の面からも、安心してトイレを使える環境や迅速な処理の重要性は高まるばかりです。災害時のし尿処理については、平成十六年に貴組合と「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する団体救済協定」を締結させていただいており、災害により、し尿

の収集運搬体制に支障が生じた場合は、本府から貴組合へ支援を要請することで、し尿の処理体制を迅速に確保することとしています。

このような協定を締結させていただいていることは、大変心強い限りでございます。心から感謝申し上げますとともに、引き続き、災害時においても、し尿等の円滑かつ迅速な処理が図られるよう、対策の充実に取り組んでまいりますので、関係者の皆様方の御協力をお願いいたします。

年頭所感 「災いを乗り越えて」

大阪府環境水質指導協会会長 辻 精 一 郎



新年あけましておめでとうございます。

旧年中は米田理事長をはじめ、大阪府衛生管理協同組合の皆様には大変お世話になり、誠にありがとうございました。本年も当協会に対し、変わらぬご指導ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、年末に発表された去年の漢字は「災」でした。振り返ってみれば、昨年は大阪にとって災害の多い年であったように思います。

6月18日の午前7時58分に、大阪府の北部を震源とする最大震度6弱という大きな地震

づく定期検査の受検率は、平成29年度で9.9%と全国平均を大きく下回る状況です。そのため、本府では、未受検施設に対する指導文書の個別送付等、受検率向上に向けた啓発を積極的に実施しています。浄化槽管理者の方々へ直接対応されている貴組合員の皆様との連携も大変重要と考えておりますので、今後とも御協力をお願いいたします。

結びに、貴組合の益々の御発展と皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

（大阪府北部地震が発生いたしました。）

当日、ほとんどすべての交通機関が止まり、道路の多くの信号も消え、大渋滞も発生するとともに、高槻市や枚方市などでは建物や塀などに大きな被害がありました。

当協会は、大阪府との災害時における協定に基づき、浄化槽の相談窓口を設け、住民並びに市町村からの相談に備えましたが、想定外のことも多くあり、新たな課題も浮き彫りに見えたように感じました。

幸いなことに、浄化槽が破損したという報告は無く、地震に強い浄化槽を改めて実感することができました。

も言われ、長らく低迷していた関西経済が成長路線に乗れる起爆剤となる、と大きな期待が寄せられています。

テーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」、コンセプトは「未来社会の実験場」と決められました。

2020年の東京オリンピック後の大阪・関西・そして日本の成長を持続させる起爆剤としての期待が高まっています。その他の身近な話題としては、日本環境整備教育センターが主催する「全国浄化槽技術研究会」が当大阪において2年後の2020年10月に開催されます。

全国から浄化槽に関係する約二千人の方々が大阪に集まり、浄化槽に関する最新の情報の交換等が行われます。

今年が一年前の準備の年に当たりますことから、当協会としても積極的に応援してまいりたいと考えています。

今年には先に繋がる明るい話題の多い年になりそうです。「景気は気から」と申しします。足元を見れば、厳しい現実しか目に入らないかもしれませんが、今年は、貴組合と当協会、折角の盛り上がり始めた時流に乗り遅れないよう、手を取り合って今まで出来なかったことに挑戦する、そんな一年にしたいと思っています。

よろしくお願いいたします。最後にありますが、本年が皆様方にとって更なる飛躍の年となりますとともに、貴組合の今後ますますのご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

事業承継税制研修会開催

組合員が次世代に事業を承

ました。

継続していくうえで、事業資産にかかる相続税・贈与税の問題は、避けられない問題であるため、七月十八日、理事会においていわゆる「事業承継税制」に関する法律の研修を行った。内容は、事業承継にともなう、代表の座と共に株式会社や会社の資産を次世代に譲ることになるが、それに伴う特例税制についてでしたが、その時の講義内容を別途冊子にしてHPから配布したところ、組合員からも関心を寄せ

る声があったので、改めてあらましをご紹介します。

・この制度を利用して承継すると株式が集中することになり、その後の経営や承継に影響が出ることも考えられますので、会社の状況を含め十分に検討のうえ、ご活用ください。

いづれにせよ、株式分布や財務内容により対応が異なりますので、各社とも会計、税務の担当者、顧問ともよく検討する必要があります。

（写真は講師の脇田税理士）

中浜清掃予定

今年度中（三月末までの）予定の流注場清掃業務は次のとおりとなっております。ご協力をお願いします。

一月二十三日（水）

三月二十七日（水）

府仮設トイレと浄化槽最終清掃の啓発

八月、長年問題視されてお



【あらまし】

日本全体が人口減少となる中、中小企業の事業承継を税制の面からバックアップし、雇用の安定とひいては社会保険制度など社会制度の安定を

目指したものである。従来から「一般措置」があったが、平成三十年度税制改革で特例措置が設けられました。

特徴としては、
・十年間の時限措置であること
・納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大2/3まで）が撤廃され